

議第百五十九号

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター第四期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二十五条第一項の規定により、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター第四期中期目標を別添のとおり定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田肇

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 第4期中期目標

(令和7年度～令和11年度)

**令和6年12月
岐 阜 県**

目次

1	前文	1
2	中期目標の期間	1
3	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
3-1	診療事業	1
3-1-1	より質の高い医療の提供	1
3-1-2	患者・住民サービスの向上	2
3-1-3	診療体制の充実	2
3-1-4	地域の医療機関等との役割分担及び連携	2
3-1-5	重点的に取り組む医療	3
3-2	調査研究事業	3
3-2-1	調査及び臨床研究等の推進	3
3-2-2	診療情報等の活用	3
3-3	教育研修事業	3
3-3-1	医師の卒後臨床研修等の充実	4
3-3-2	医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施	4
3-4	地域支援事業	4
3-4-1	地域医療への支援	4
3-4-2	社会的な要請への協力	4
3-4-3	保健医療情報の提供・発信	4
3-5	災害等発生時における医療救護	4
3-5-1	医療救護活動の拠点機能の充実	4
3-5-2	他県等の医療救護への協力	5
3-5-3	被災時における病院機能維持のための準備体制の充実	5
3-5-4	新興感染症発生時における役割の發揮	5
3-6	重症心身障がい児の入所施設の運営	5
3-6-1	医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の充実	5
3-6-2	在宅医療支援体制の充実	5
4	業務運営の改善及び効率化に関する事項	6
4-1	効率的な業務運営体制の確立	6
4-1-1	組織体制の充実	6
4-1-2	診療体制及び人員配置の弹力的運用	6
4-1-3	人事評価制度の運用	6
4-1-4	人材確保・育成方針	6
4-1-5	医療 DXへの対応	6
4-1-6	コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底	7
4-1-7	適切な情報管理	7
4-2	業務運営の見直しや効率化による収支の改善	7
4-2-1	多様な契約手法の導入	7
4-2-2	収入の確保	7
4-2-3	費用の削減	7
5	財務内容の改善に関する事項	7
5-1	経常収支比率等	7
5-2	職員給与費対医業収益比率	7
6	その他業務運営に関する重要事項	8
6-1	職員の勤務環境の向上	8
6-2	岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携	8
6-3	施設・設備の整備	8
6-4	内部統制の充実強化	8

1 前文

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）は、平成22年度の設立以降、県民が身近な地域でいつでも安心して良質な医療を享受できるように、岐阜圏域の基幹病院として医療水準の向上及び住民の健康増進に取り組んできた。

また、COVID-19への対応においては、多くの患者受入を行うなど、地域で中核的な役割を果たしてきた。

令和2年度から令和6年度までの第3期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特徴を生かした病院経営をしながらより質の高い医療サービスの提供に努め、南棟の整備、総合サポートセンターの開設、各事業年度における医業収支比率100%の達成など着実な成果をあげた。

他方、医療を取り巻く環境は厳しさを増している。少子高齢化の進行により、高齢者人口は2040年頃にピークを迎え、その先は減少に転じると予測されている一方で、若年層は減少し続ける見込みであり、こうした大きな医療需要の変化にも対応できるよう医療提供体制の再構築が必要である。さらに、医療従事者の不足・偏在、働き方改革への対応、新興感染症の発生・まん延を見据えた体制の整備も必要である。

このため、第4期中期目標期間においては、これらの医療制度や社会経済情勢の変化に迅速に対応しつつ、第3期中期目標期間の経営面・運営面における実績等を踏まえ、さらなる自主性・効率性・透明性の向上と持続可能な病院運営に努め、岐阜圏域はもとより、県全体の中核病院として、政策医療を担う等重要な役割を果たすとともに、地域医療構想を踏まえた医療の提供、地域の医療機関への支援等により、県全体の医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。

2 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3-1 診療事業

岐阜圏域の基幹病院及び県全体の中核病院として、地域の医療機関との役割分担・連携の下、高度急性期医療、急性期医療、先進医療、政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。

3-1-1 より質の高い医療の提供

法人が有する人的・物的資源の有効活用と計画的な整備・更新を進め、高度で専門的かつ先進的な医療を、ニーズに応じて県民に広く提供するこ

とにより、県内医療水準の向上に努めること。

また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、チーム医療やクリニカルパスの推進、入退院支援の充実などに努めること。

特に、マイナンバーカードの保険証利用による健診情報や投薬情報の共有、電子処方箋の利用拡大、AI（人工知能）の活用といった医療DXを積極的に推進し、効率的かつ効果的な医療の提供による診療の質の向上や治療等の最適化に努めること。

さらに、院内感染予防、医療事故防止等医療安全対策を徹底し、安全・安心な医療と治療環境の提供に努めること。

3-1-2 患者・住民サービスの向上

快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進、医療に関する相談体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めるとともに、患者満足度の実態調査の実施等により、待ち時間の短縮等患者満足度の向上を図ること。

また、病院運営について、ホームページなどを通じて積極的に情報発信するとともに、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住民サービスの向上を図ること。

3-1-3 診療体制の充実

医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実若しくは見直し又は専門外来の設置若しくは充実など、持続可能な病院経営に配慮しつつ診療体制の整備・充実を図ること。

3-1-4 地域の医療機関等との役割分担及び連携

医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組みを推進すること。

地域の医療機関等との役割分担を明確にし、病院・病床機能の分化・強化を図るとともに、地域連携パスやICT（情報通信技術）の活用などにより地域の医療機関との連携を充実・強化し、地域の実情に応じて岐阜圏域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を提供すること。

また、地域医療支援病院及び紹介受診重点医療機関として、紹介率・逆紹介率の維持・向上に努めること。

さらに、円滑に在宅医療・療養へ移行するため、他の機関との連携を充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。

3－1－5 重点的に取り組む医療

高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療といった他の医療機関においては実施が困難ではあるものの県民が必要とする医療を重点的に実施すること。

特に、「救急医療」、「心血管疾患医療」、「周産期医療」、「小児医療」及び「がん医療」を重点医療として位置付け、さらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供すること。

周産期医療については、未熟児や重症妊産婦に対する高度な医療の提供等、総合周産期母子医療センターとしての機能を強化するとともに、胎児診断や胎児治療を実施すること。

小児医療については、診療科を問わず全ての重篤な小児患者に対する救命救急医療を提供し、他病院との連携を強化するとともに、症例数に応じて小児救命救急センター等を設置することにより、小児患者の第三次救急を担う機能の一層の充実を図ること。

がん医療については、南棟に整備したリニアック等の高精度放射線治療装置の活用に加え、患者の就労支援等の充実により、拠点病院としての機能を強化すること。

また、がんゲノム医療については、がんゲノム医療中核拠点病院である名古屋大学医学部附属病院を中心に地域の医療機関と協力しつつ、適切な医療体制を構築すること。

3－2 調査研究事業

法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行うことを求める。

3－2－1 調査及び臨床研究等の推進

先進医療の各分野において、疫学調査、診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究を推進すること。

岐阜県及び岐阜圏域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。

3－2－2 診療情報等の活用

電子カルテシステム等をより有効に活用し、標準化された診療データの収集・分析を行い医療の質の向上を図ること。

3－3 教育研修事業

医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受け入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。

3－3－1 医師の卒後臨床研修等の充実

臨床研修指定病院として、臨床研修医の積極的な受入れを行うとともに、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等と連携し、臨床研修医の資質向上を図ること。

また、専門研修プログラムの基幹又は連携施設として、専攻医の育成に努めること。

3－3－2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施

医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校等の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図ること。

3－4 地域支援事業

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。

3－4－1 地域医療への支援

地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、岐阜圏域の基幹病院として地域医療の確保に努めること。

医師不足地域、医師不足診療科、へき地診療所等への医師派遣等の人的支援を含む診療支援を充実させ、県全体の医療の確保に努めること。

へき地医療拠点病院として、代診医師の派遣や巡回診療などへき地診療所等への支援機能を充実させること。

3－4－2 社会的な要請への協力

法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会的な要請に対し、積極的な協力をすること。

3－4－3 保健医療情報の提供・発信

県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。

3－5 災害等発生時における医療救護

災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣など医療救護を行うことを求める。

3－5－1 医療救護活動の拠点機能の充実

災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受け入れや医療

スタッフの現地派遣など岐阜県あるいは岐阜圏域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

岐阜県の基幹災害拠点病院として、県内の災害拠点病院に対し災害医療研修や災害医療訓練（公開）を行うなど指導的役割を発揮すること。

また、食料、飲料水、燃料等の優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実・強化を図ること。

3－5－2 他県等の医療救護への協力

県内のみならず他県等の大規模災害等においても、岐阜県の要請に基づき DMAT を派遣するなど、積極的に医療救護の協力をすること。

3－5－3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実

被災した病院の課題や支援を通じた分析等に基づき、大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画（BCP）の見直し、訓練等を継続的に実施すること。

3－5－4 新興感染症発生時における役割の発揮

新興感染症（感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年4月1日厚生省告示第115号）第一の七の3に規定する新興感染症をいう。）発生時には、医療措置協定に基づき、予防接種の実施に関する協力を含めた必要な医療を提供するとともに、必要に応じて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて機動的に対応すること。

特に、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の患者の外来診療・入院の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。

3－6 重症心身障がい児の入所施設の運営

岐阜県が推進する総合療育の拠点として、在宅で療養を行うことが困難な重症心身障がい児のうち、人工呼吸器装着など濃厚な医療的ケアを要する児を主な対象とする医療型障害児入所施設の運営の継続を求める。

3－6－1 医療的ケアが求められる障がい児の医療・療育体制の充実

入所児に対し、訪問教育を実施する受入れ体制を維持すること。また、デイルーム、図書室兼遊戯室、機能訓練室、言語療養室などの各種施設・設備を活用した療育及び機能訓練プログラム等を行い、医療・療育体制の充実を図ること。

3－6－2 在宅医療支援体制の充実

医療的ケアを要する児を在宅でケアしている家族の支援のため、一時的にケアを代替するレスパイトケアについて、利用者のニーズに応じて短期入所機能の充実を図ること。

入院障がい児の円滑な在宅移行を支援するため、家族に対する医療的ケア指導等の在宅移行に向けた訓練や、在宅医療・療育の相談などを実施すること。

在宅移行後の容体悪化や救急時に対応するための医療支援を行うこと。

4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

4－1 効率的な業務運営体制の確立

自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。

4－1－1 組織体制の充実

医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。

ICT（情報通信技術）などの活用や適切なアウトソーシング等により、医師を含めた職員の時間外業務を縮減するなど、経営効率の高い業務執行体制の充実を図ること。

4－1－2 診療体制及び人員配置の弹力的運用

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弹力的に運用すること。

また、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努めること。

4－1－3 人事評価制度の運用

人事評価制度により職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努めること。

4－1－4 人材確保・育成方針

地域の医療需要、職員の労務環境、病院の経営状況などから職員の必要数を精査した上で、計画的に確保及び育成を行うこと。

医療部門においては、医療需要に的確に対応できる医師・看護師を確保するとともに、高度・多様化する医療の提供や医師及び看護師のタスク・シフティングに資する医療従事者、医師事務作業補助者等の確保及び育成により、提供する医療水準の維持・向上を図ること。

事務部門においては、病院特有の事務に精通した法人職員の計画的な確保及び育成により、専門性の向上を図ること。

4－1－5 医療DXへの対応

電子処方箋の利用拡大、救急時にレセプト情報から患者の医療情報を閲覧できる仕組みの整備、電子カルテ情報の標準化など、国において進める医療DXの各施策の状況を隨時把握し、導入について検討すること。

4－1－6 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。

4－1－7 適切な情報管理

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）に基づく情報セキュリティ対策を徹底するとともに、常に最新のセキュリティ危機事案に関する情報収集を行い、対策の向上に努めること。

また、職員に対する研修を定期的に実施し、情報セキュリティや個人情報保護に対する意識と知識の向上に努めること。

4－2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善

地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。

4－2－1 多様な契約手法の導入

透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。

4－2－2 収入の確保

病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、その達成を図ること。

また、未収金の発生防止や早期回収等により、収入の確保に努めること。

さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。

4－2－3 費用の削減

医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬品の採用などによる費用の節減により経営の効率化に努めること。

5 財務内容の改善に関する事項

5－1 経常収支比率等

業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。

医業収支比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。

5－2 職員給与費対医業収益比率

職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。

6 その他業務運営に関する重要事項

6－1 職員の勤務環境の向上

働き方改革を推進するため、労務管理を適正に行うとともに、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実、DX の導入等により、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。

特に、医師については、タスク・シフティングの推進等、国の指針に基づいた取組みを着実に実施すること。

また、職員の意見が反映される仕組みの充実を図り、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。

6－2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携

県全体の中核病院として、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との間で、医師の診療応援や人事交流といった支援・連携を推進すること。

6－3 施設・設備の整備

施設・設備整備については、医療需要、費用対効果、医療技術の進展、長寿命化・平準化などを総合的に勘案し、法人として果たすべき役割・機能の強化が図られるよう、必要性や適正な規模等について十分に検討したうえで、計画的に実施すること。

6－4 内部統制の充実強化

内部統制の充実強化を図るため、内部監査のほかモニタリングの結果を、リスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させるなど、内部統制の取組みを着実に推進すること。

また、危機管理事案等発生時には、理事長のリーダーシップを發揮し迅速かつ適正に対応すること。

6－5 法人が負担する債務の償還に関する事項

法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第 86 条第 1 項に規定する債務の処理を確実に行うこと。